

科目10

障害のある子どもへの育成支援

科目10:障害のある子どもの育成支援

ねらい

- 障害のある子どもの育成支援のあり方について理解している。
- 障害のある子どもの保護者との連携のあり方について理解している。
- 専門機関等との連携のあり方について理解している。

主な学習内容

- 障害のある子どもの育成支援
- 障害のある子どもの保護者との連携
- 障害のある子どもの育成支援における倫理的配慮と職員間の共通理解
- 専門機関等との連携

1. 権利に関する条約、関連法令の理解
2. 障害のある子どもの利用機会確保のための
適切な配慮及び環境整備
3. 障害のある子どもの育成支援の記録
4. 障害のある子どもの「個別支援計画」
5. 障害のある子どもの支援の際に直接利用できる
支援事業

1. 権利に関する条約、関連法令の理解

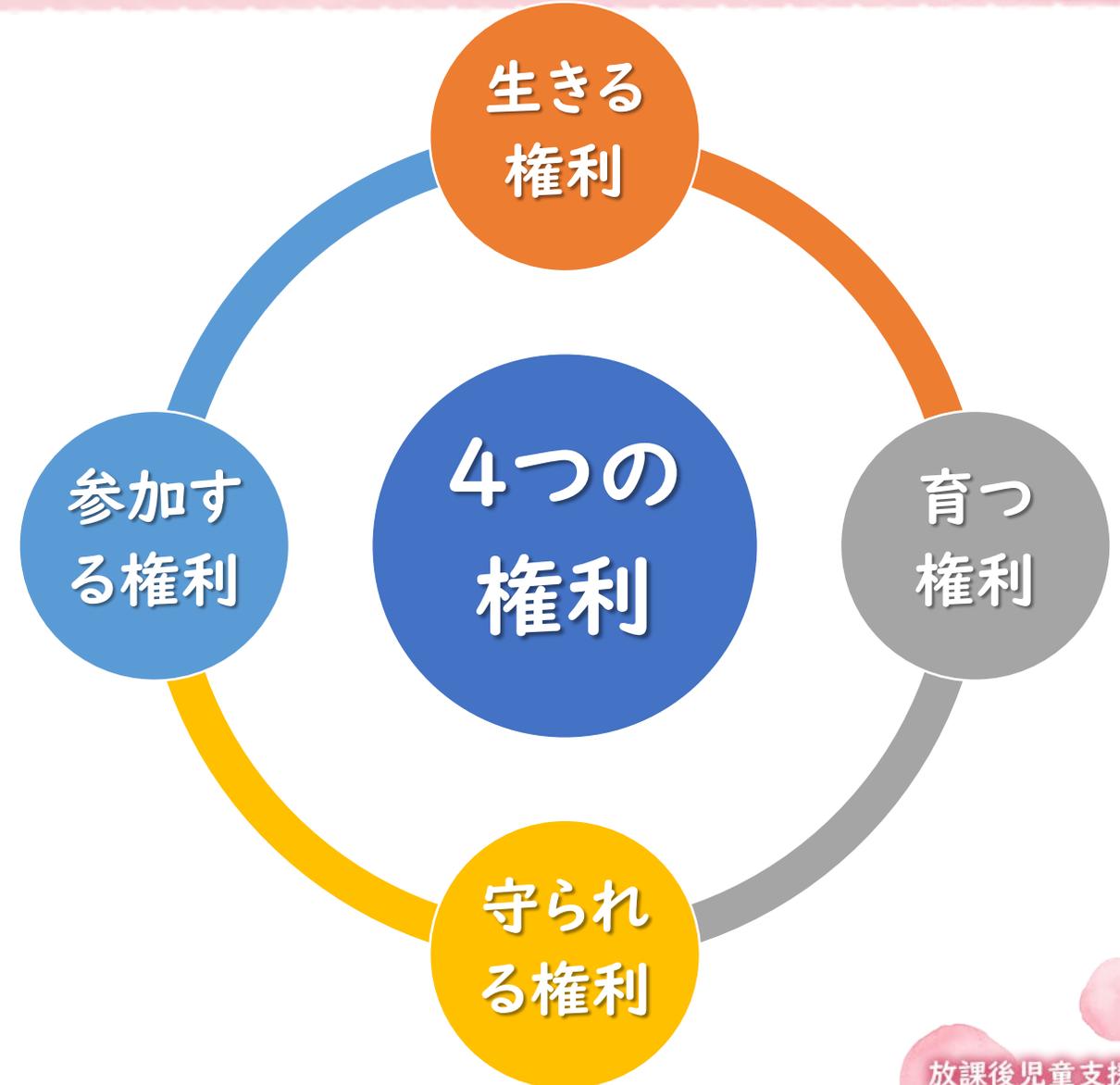
1. 権利に関する条約、関連法令の理解

児童の権利に関する条約

(平成6年条約第2号)

第23条1

締約国は、精神的又は身体的な障害を有する児童が、その尊厳を確保し、自立を促進し及び社会への積極的な参加を容易にする条件の下で十分かつ相応な生活を享受すべきであることを認める。



1. 権利に関する条約、関連法令の理解

障害者の権利に関する条約 (平成26年条約第1号)

第7条 2 障害のある児童に関する全ての措置をとるに当たっては、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。

3 締約国は、障害のある児童が、自己に影響を及ぼす全ての事項について自由に自己の意見を表明する権利並びにこの権利を実現するための障害及び年齢に適した支援を提供される権利を有することを確保する。(略)

第19条 この条約の締約国は、全ての障害者が他の者と平等の選択の機会をもって地域社会で生活する平等の権利を有することを認めるものとし、障害者が、この権利を完全に享受し、並びに地域社会に完全に包容され、及び参加することを容易にするための効果的かつ適当な措置をとる。
(以下略)

1. 権利に関する条約、関連法令の理解

障害者基本法 (昭和45年法律第84号)

第1条 この法律は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念のつとりに、全ての国民が、障害の有無によつて分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

参考資料

・厚生労働省編(2021)『改訂版 放課後児童クラブ
運営指針解説書』フレーベル館. p85-101



令和3年度「放課後児童支援員認定資格研修及び子育て支援員研修の受講促進のための映像教材の作成・周知一式」事業で制作しました。

科目10

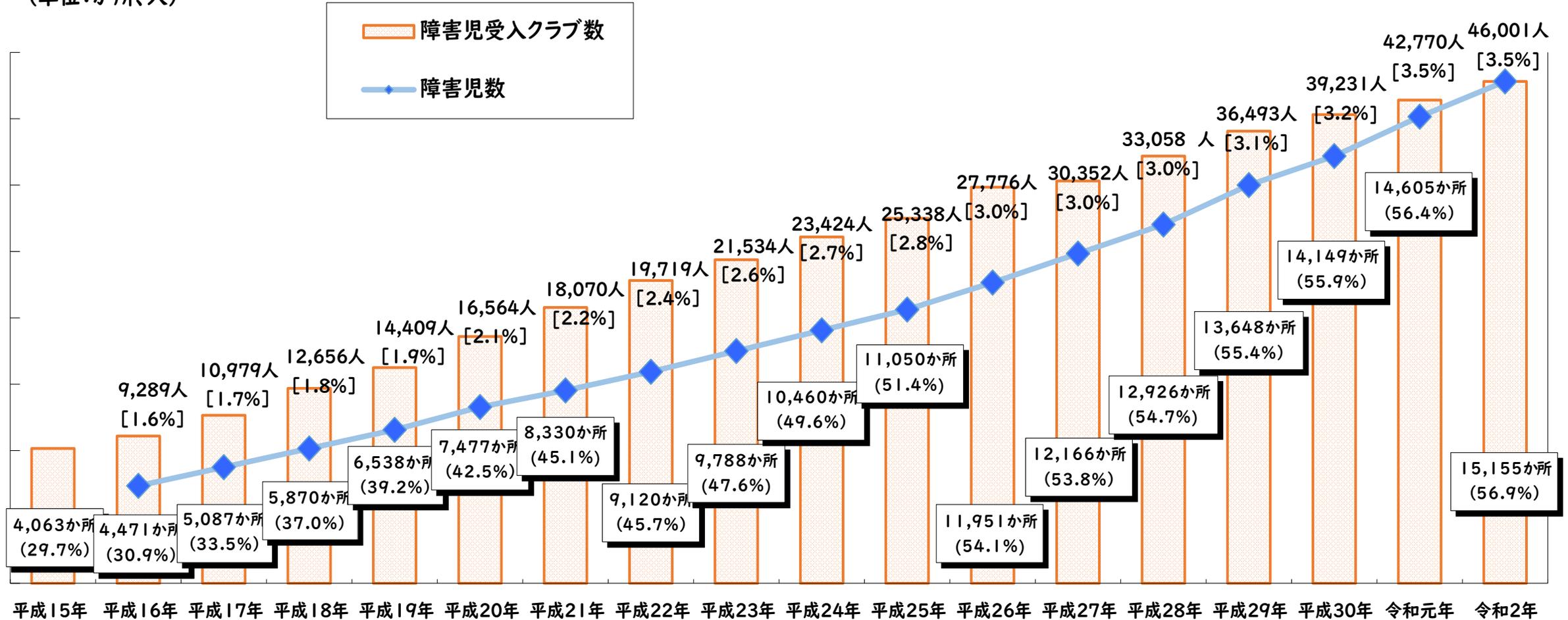
障害のある子どもへの育成支援

1. 権利に関する条約、関連法令の理解
2. 障害のある子どもの利用機会確保のための
適切な配慮及び環境整備
3. 障害のある子どもの育成支援の記録
4. 障害のある子どもの「個別支援計画」
5. 障害のある子どもの支援の際に直接利用できる
支援事業

2. 障害のある子どもたちの利用機会確保のための 適切な配慮及び環境整備

2. 障害のある子どもの利用機会確保のための適切な配慮及び環境整備

(単位:か所、人)



出典:厚生労働省 放課後児童健全育成事業実施状況調査

※毎年5月1日現在(令和2年のみ7月1日現在)

※()内は、全クラブ数に占める割合、[]内は全登録児童数に占める割合

※クラブ数は平成15年から、障害児数は平成16年から調査

2. 障害のある子どもの利用機会確保のための適切な配慮及び環境整備

「放課後児童健全育成事業の事務手続に関する留意事項について」（抜粋）

（平成 28年9月 20 日雇児総発 0920 第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）

Ⅰ 優先利用の基本的考え方について

（3）優先利用の基本的考え方及び対象として考えられる事項

放課後児童クラブを利用できなかった児童（略）の発生状況に加え、事前に予測される事案や個別事案ごとの対応の必要性等の観点を踏まえ、事案に応じて受入れの優先度を高めることにより、優先利用を可能とする仕組みが考えられる。
（略）

これらを踏まえ、優先利用の対象として考えられる事項について例示をすると次のとおりである。ただし、それぞれの事項については、適用される児童・保護者、状況、体制等が異なることが想定されるため、運用面の詳細を含め、実施主体である市町村において、それぞれ検討・運用する必要があることに御留意いただきたい。

- ① ひとり親家庭（略）
- ⑤ 児童が障害を有する場合（略）

2. 障害のある子どもの利用機会確保のための適切な配慮及び環境整備

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

(平成25年法律第65号)

第8条第2項 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

【社会的障壁】

障害のある方にとって、日常生活や社会生活を送る上で障壁となるような、

- 社会における事物（通行、利用しにくい施設、設備など）
- 制度（利用しにくい制度など）
- 慣行（障害のある方の存在を意識していない慣習、文化など）
- 観念（障害のある方への偏見など）その他一切のもの

2. 障害のある子どもの利用機会確保のための適切な配慮及び環境整備

障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

(平成27年2月24日閣議決定)

(略) 合理的な配慮は、障害者が受ける制限は、障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとのいわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえたものであり、障害者の権利利益を侵害することとならない、障害者が個々の場面において必要としている社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取組であり、その実施に伴う負担が過重でないものである。

(略)

参考資料

- ・放課後児童健全育成事業実施状況調査（厚生労働省
子育て支援課）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/kosodate

- ・厚生労働省編（2021）『改訂版 放課後児童クラブ
運営指針解説書』フレーベル館. p85-101



令和3年度「放課後児童支援員認定資格研修及び子育て支援員研修の受講促進のための映像教材の作成・周知一式」事業で制作しました。

科目10

障害のある子どもへの育成支援

もくじ

1. 権利に関する条約、関連法令の理解
2. 障害のある子どもの利用機会確保のための
適切な配慮及び環境整備
3. 障害のある子どもの育成支援の記録
4. 障害のある子どもの「個別支援計画」
5. 障害のある子どもの支援の際に直接利用できる
支援事業

3. 障害のある子どもへの育成支援の記録

3. 障害のある子どもの育成支援の記録

記録の例

① 日々の育成支援の記録の例

○月 ○日 (○)	来所時間 ◆◆:◆◆	退所時間 ■■:■■	記録者名
	送迎: 有・無	送迎・お迎え・集団	確認者名

健康状態	良い、体温平熱(36.5度)、服薬なし
おやつ・昼食	クッキー、みかん
特記事項	

今日はとても機嫌良く来所し、いつも遊んでいるおもちゃで長い時間遊んでいた。
.....
.....

3. 障害のある子どもの育成支援の記録

記録の例

② 月次記録をまとめた例

児童名	学年・年齢・性別	障害の内容	記録者名			
			確認者名			
			4月	5月	6月	...
月の目標						
基本的生活習慣						
集団及び対人関係						
保護者との連携						
関係機関との連携						
特記事項						

参考資料

- ・厚生労働省編(2021)『改訂版 放課後児童クラブ運営指針解説書』フレーベル館. p97-98
- ・野澤義隆他(2019)『児童館・放課後児童クラブテキストシリーズ④ソーシャルワーク』一般財団法人児童健全育成推進財団



令和3年度「放課後児童支援員認定資格研修及び子育て支援員研修の受講促進のための映像教材の作成・周知一式」事業で制作しました。

科目10

障害のある子どもへの育成支援

もくじ

1. 権利に関する条約、関連法令の理解
2. 障害のある子どもの利用機会確保のための
適切な配慮及び環境整備
3. 障害のある子どもの育成支援の記録
4. 障害のある子どもの「個別支援計画」
5. 障害のある子どもの支援の際に直接利用できる
支援事業

4. 障害のある子どもたちの「個別支援計画」

4. 障害のある子どもの「個別支援計画」

個別支援計画

- 学校の教育支援計画
- 障害児相談支援事業所の障害児支援利用計画
- 放課後等デイサービス事業所等での個別支援計画の共有や、内容の整合性について検討する。

4. 障害のある子どもの「個別支援計画」

個別支援計画の例

〇〇年度 〇〇児童クラブ 個別支援計画

児童名:イニシャル 学年・年齢・性別:1年・7歳・男	学校名:◆◆小学校 障害の主訴:知的障害(軽度)	記入者:
作成日(〇月〇日)	改訂日(◎月〇日)	改訂日(■月〇日)

※前回から変化した箇所は、下線を引くことや二重線で消すなど、わかりやすく表記する。

I. 成長の状況と支援の方針

項目	子どもの様子	今後の方針・支援方法
I 生活面	(1)身体・健康 ・薬の服用なし ・健康面は良好だが、小さなケガが多い	・集中力が途切れるとケガをする傾向があるので、疲れている様子がある場合は、声を掛けるようにして休息をする
	(2)食事・おやつ ・ スプーン、フォーク を使用している →箸も使用できる ・弁当は、内容に対する気持ちによって、食べる量が変わる	・苦手な食材を少量ずつ食べてみるように声をかける ・食材によっては食べ方について声かけをする
	(3)排泄 ・ほぼ自立している	・男性職員を中心に、トイレへ誘導する

4. 障害のある子どもの「個別支援計画」

II. 発達の状況と支援の方針

項目	子どもの様子	今後の方針・支援方法	
1 運動面	<ul style="list-style-type: none"> ・緩慢な時があるが、歩行や運動面では概ね問題はない ・はさみの使用など、細かな作業は得意ではない 	<ul style="list-style-type: none"> ・体を動かす遊びに誘い、経験を増やしていく ・集中して制作するなどの手指を使う遊びに誘っていく 	
2 行動等	<ul style="list-style-type: none"> ・集中力が切れたり、意に沿わないことがあると、物を投げたり、大きな声をあげることがある ・周囲の状況に合わせられない時がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・長期休業中などは、本人が見通しを立てられるようにスケジュールの提示などを行う ・場面が変わる時などは細やかに声をかける 	
3 言語・社会性	(1)コミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> ・語彙は年齢よりも少ないが、意思を伝える努力が見られる ・他児との関わりは職員が間に入ることで円滑になる（一緒に遊べる場合もある） 	<ul style="list-style-type: none"> ・職員や他児に伝えたい気持ちを大事にしながら、言葉を添えて伝わるような配慮をする
	(2)感情のコントロール	<ul style="list-style-type: none"> ・嫌なときははっきり「イヤ」と言える ・否定的な表現をする場面が見られる（お迎えが遅くなる場合など） 	<ul style="list-style-type: none"> ・何がイヤなのかを確認しながら、気持ちを理解する
	(3)ルールや指示の理解	<ul style="list-style-type: none"> ・生活の流れは概ね理解できている ・帰宅時間を気にしているそぶりを見せることがある 	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的に状況を伝えるようにする

4. 障害のある子どもの「個別支援計画」

Ⅲ. 目標・今後の課題

(1) 短期目標

・安定した生活が送れるよう、苦手なところや自信のない場面に配慮して、成功体験を増やしていく

(2) 長期目標（次年度以降、退所に向けての課題）

・生活面でできることを増やし、自立に向けての支援を行っていく

Ⅳ. 保護者から

・学校とも連携していただき、感謝している。本人は放課後児童クラブで過ごすことが楽しいと思っているようなので、これからも様々な刺激を与えてくれたら有り難い。

参考資料

・厚生労働省編(2021)『改訂版 放課後児童クラブ
運営指針解説書』フレーベル館. p95-96



令和3年度「放課後児童支援員認定資格研修及び子育て支援員研修の受講促進のための映像教材の作成・周知一式」事業で制作しました。

科目10

障害のある子どもへの育成支援

もくじ

1. 権利に関する条約、関連法令の理解
2. 障害のある子どもの利用機会確保のための
適切な配慮及び環境整備
3. 障害のある子どもの育成支援の記録
4. 障害のある子どもの「個別支援計画」
5. 障害のある子どもの支援の際に直接利用できる
支援事業

5. 障害のある子どもへの支援の際に 直接利用できる支援事業

5. 障害のある子どもの支援の際に直接利用できる支援事業

放課後児童クラブ運営指針 第3章2(2)

障害のある子どもの特性を踏まえた育成支援の向上のために、地域の障害児関係の専門機関等と連携して、相談できる体制をつくる。その際、保育所等訪問支援、障害児等療育支援事業や巡回支援専門員整備事業の活用等も考慮する。

●保育所等訪問支援

障害児施設で指導経験のある児童指導員や保育士等が、保育所や放課後児童クラブ等を訪問し、障害のある子どもや放課後児童クラブ職員に対して専門的な支援を行う。
(児童福祉法に基づく個別給付)

5. 障害のある子どもの支援の際に直接利用できる支援事業

●障害児等療育支援事業

在宅の障害児等の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導が受けられるように療育機能の充実を図るとともに、これらを支援する都道府県域の療育機能との重層的な連携を図り、保護者に対する療育指導や施設職員に対する療育技術の指導等を行うもの。

(実施主体:都道府県、指定都市、中核市)

●巡回支援専門員整備事業

発達障害等に関する知識を有する巡回支援専門員が、保育所や放課後児童クラブ等の子どもやその保護者が集まる施設・場への巡回支援を実施し、施設等の支援を担当する職員や障害のある子どもの保護者に対し、障害の早期発見・早期対応のための助言等の支援を行うもの。

参考資料

・厚生労働省編(2021)『改訂版 放課後児童クラブ
運営指針解説書』フレーベル館. p81-82



令和3年度「放課後児童支援員認定資格研修及び子育て支援員研修の受講促進のための映像教材の作成・周知一式」事業で制作しました。